



島根県報

平成17年 7 月 5 日 (火)
第 1,689 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示	
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(森林整備課) 1
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(経営支援課) 1
道路の区域の変更	(道路維持課) 2
道路の供用開始	(") 3
換地処分の届出	(都市計画課) 3
県立石見海浜公園の区域の変更	(") 3
人委告示	
平成17年度島根県及び警視庁警察官採用高校卒業程度共同試験の実施	6
雑 報	
社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成16年度経営状況の公表	(建築住宅課) 9

告 示

島根県告示第775号

平成17年農林水産省告示第1,007号で保安林に指定された次の森林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を川本町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年 7 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所					不明である通知の相手方	
郡	町	大字	字	地番	保安林の所有者	住 所
邑智	川本	川下		3792 - 1	坂山 恒義	邑智郡川本町大字川下1781

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

島根県告示第776号

平成16年島根県告示第492号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成17年 7 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージュンテンドー出雲北店 島根県出雲市高岡町1237 - 1

2 意見の概要

騒音等の公害苦情が申し立てられた場合には、誠心誠意対処し、その解決に全面努力すること。

3 縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109 - 1）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第777号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年7月5日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長			
県 道	大野魚瀬恵曇線	松江市上大野町1892番4地先から同町149番1地先まで	前	メートル 11.00～ 12.00	メートル 216.00	松江土木建築事務所	道路改良工事	
			後	11.00～ 12.00	216.00		拡幅	
"	"	松江市上大野町176番2地先から同町1825番2地先まで	前	8.00～ 12.00	231.00		道路改良工事	
			後	8.00～ 13.00	231.00		拡幅	
"	斐川一畑大社線	出雲市大社町鷺浦字杵築谷出口730番1地先から同町杵築東字素鷺川西276番1地先まで	前	A	3.60～ 26.50	6,285.00	出雲土木建築事務所	ダブルウェイ解消
				B	7.00～ 81.50	5,741.00		左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
			後	B	7.00～ 81.50	5,741.00		市道移管
"	多伎江南出雲線	出雲市塩冶神前4丁目10番地先から同市今市町1169番3地先まで	前	A	6.00～ 50.00	2,343.00	街路事業	
				A	6.00～ 50.00	2,343.00		左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	B	25.00～ 54.00	1,469.00	ダブルウェイ		

"	匹見左鏡線	益田市匹見町紙祖イ 932番 5 地先から同イ 944番 3 地先まで	前	3.50 ~ 9.50	35.00	益田土木建 築事務所	道路改良工事	
			後	11.00 ~ 23.00	34.00		拡幅	
"	"	益田市匹見町紙祖イ 944番 3 地先から同イ 951番 3 地先まで	前 A	3.50 ~ 5.50	93.00	益田土木建 築事務所	道路改良工事	
			後	A	3.50 ~ 5.50		93.00	左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ
				B	11.00 ~ 25.00		89.00	
"	"	益田市匹見町紙祖イ 951番 3 地先から同イ 1502番 2 地先まで	前	8.00 ~ 25.00	101.00	益田土木建 築事務所	道路改良工事	
			後	11.00 ~ 46.40	101.00		拡幅	

島根県告示第778号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 7 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備 考
県 道	知夫島線	隠岐郡知夫村字竹ノ前471番 1 地先か ら同字472番 3 地先まで	メートル 88.00	平成17年 7 月 5 日	隠岐支庁	
"	大野魚瀬恵 曇線	松江市上大野町1892番 4 地先から同町 149番 1 地先まで	216.00	"	松江土木建築 事務所	
"	須川谷日原 線	鹿足郡日原町大字須川字山口下モ平20 45番 5 地先から同字2045番11地先まで	66.00	"	益田土木建築 事務所津和野 土木事業所	

島根県告示第779号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第 3 項の規定により、斐川町神立土地区画整理組合理事長清水邦夫から平成17年 6 月22日付けで換地処分を行った旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 7 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第780号

県立石見海浜公園の区域を次のとおり変更するので、島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）第14条の規

定により告示する。

平成17年7月5日

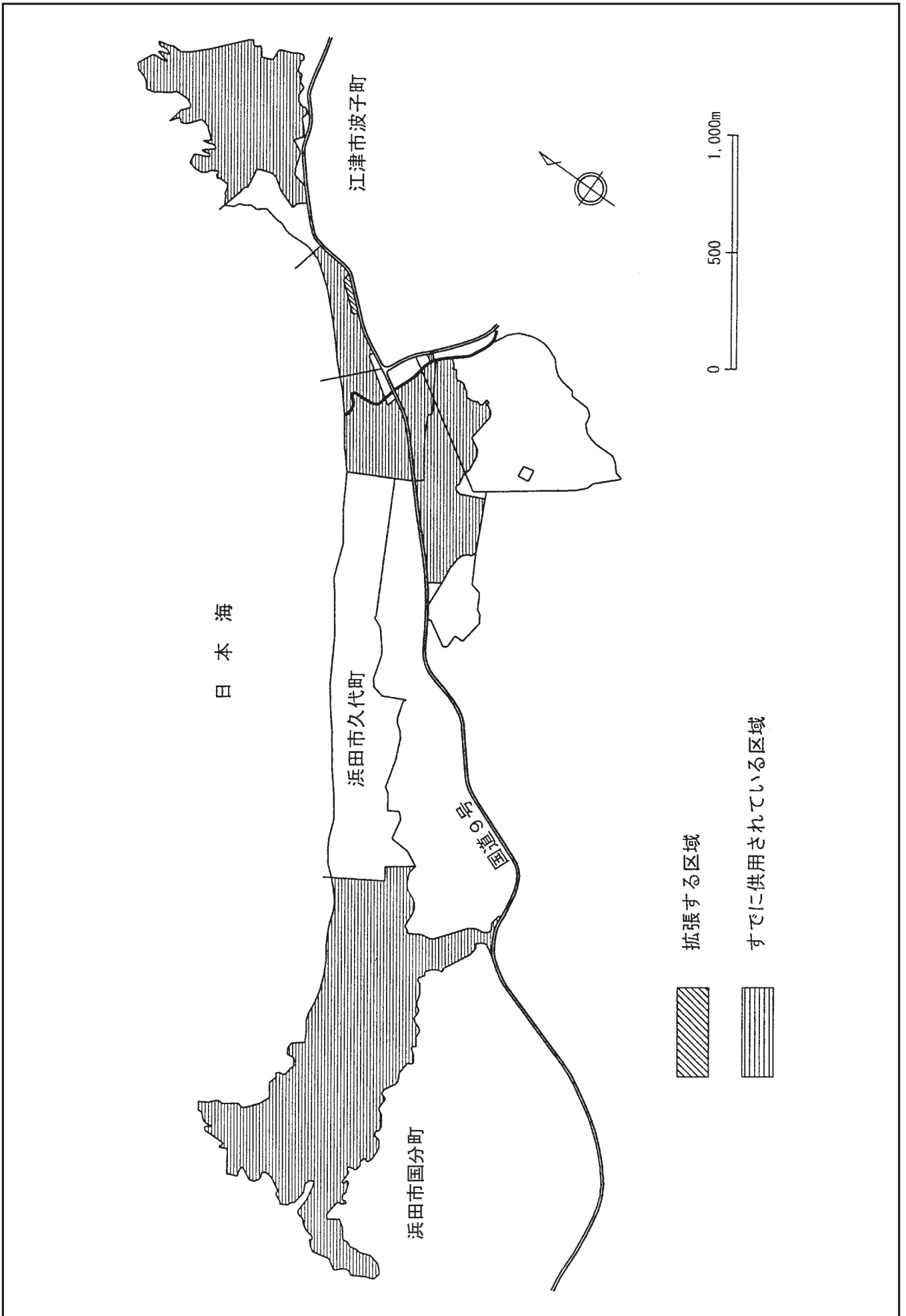
島根県知事 澄 田 信 義

1 変更する区域

次の図の斜線の部分を拡張する。

2 変更に係る区域の供用開始日

平成17年7月9日



人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第4号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定に基づき、平成17年度島根県及び警視庁警察官採用高校卒業程度共同試験を次のとおり実施する。

平成17年7月5日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成17年7月8日（金）から同年8月5日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。郵送による場合は、8月5日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、7月29日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員		職 務 内 容
男 性	島根県	8 名	島根県警察本部又は県内の警察署（警視庁については、警視庁又は東京都内の警察署）に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持。
	警視庁	5 名	
女 性	2 名		

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、性別及び学歴

年 齢 ・ 性 別 ・ 学 歴
昭和50年4月2日から昭和63年4月1日（警視庁については、昭和50年9月20日から昭和63年4月1日）までに生まれた者。（警視庁については、男性に限る。）ただし、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者及び平成18年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県（警視庁については東京都）の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第1次	平成17年9月18日（日） 受付時間 9時00分～9時10分	松江市 島根県職員会館 （松江市内中原町）	10月6日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員（棄権者を除く。）に試験の結果を通知する。（警視庁警
		浜田市 島根県立大学 （浜田市野原町）	

試験	試験時間(予定) 9時30分~17時	隠岐の島町	隠岐島文化会館 (隠岐郡隠岐の島町)	察官採用試験合格者については、別途警視庁から直接本人に通知される。)
第2次試験	島根県	11月上旬に松江市で実施する予定(第1次試験合格通知の際に通知する。)		11月30日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員(棄権者を除く。)に試験の結果を通知する。
	警視庁	警視庁から直接合格者に通知する。		警視庁から直接受験者に通知する。

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容				
第1次試験	教養試験(180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験				
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査 なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">男</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上(警視庁はおおむね48キログラム以上) ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上(警視庁は基準なし) ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上(警視庁については、両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は両眼とも裸眼視力がおおむね0.1以上で矯正視力が1.0以上) ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。(警視庁は基準なし) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">女</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね155センチメートル以上 ・体 重 おおむね45キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 </td> </tr> </table>	男	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上(警視庁はおおむね48キログラム以上) ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上(警視庁は基準なし) ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上(警視庁については、両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は両眼とも裸眼視力がおおむね0.1以上で矯正視力が1.0以上) ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。(警視庁は基準なし) 	女	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね155センチメートル以上 ・体 重 おおむね45キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	男	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上(警視庁はおおむね48キログラム以上) ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上(警視庁は基準なし) ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上(警視庁については、両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は両眼とも裸眼視力がおおむね0.1以上で矯正視力が1.0以上) ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。(警視庁は基準なし) 				
	女	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね155センチメートル以上 ・体 重 おおむね45キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 正常であること。 ・聴 力 正常であること。 ・指及び関節 正常であること。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 				
体力検査(90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。					
特技加算(30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道)の該当者に、程度に応じて一定点を加算する。					
第2次試験	面接試験(500点)	人物並びに警察官としての職務遂行能力をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)				
	作文試験(200点)	文章による表現力、思考力等の試験				
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査				
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査(健康診断書の提出)				

(注) 上記配点については、島根県で実施する内容である。

島根県及び警視庁を志望する者のうち、島根県で第 1 次試験に合格した者は、警視庁への志望は考慮されない。

雑 報

地方自治法第263条の 2 第 2 項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成16年度経営状況について次のとおり通知があったので、同法同条第 3 項の規定により公表する。

平成17年 7 月 5 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	1,020
加入戸数	850,467戸
共済委託契約金額	6,782,983,919,000円
火災共済掛金	1,123,872,303円
被災戸数	468戸
火災共済給付金	401,952,325円
特定給付金	3,358,126円
復興建築助成戸数	163戸
復興建築助成金	58,651,797円
住宅防火施設整備補助会員数	79
住宅防火施設整備補助金	29,646,100円
住宅災害見舞戸数	11,083戸
住宅災害見舞金	140,850,000円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,123,872,303円
建物管理の部収入	44,053,624円
その他の収入	254,694,216円
当期収入合計 (A)	1,422,620,143円
前期繰越収支差額	65,064,248円
収入合計 (B)	1,487,684,391円

(2) 支出

事業費	696,064,736円
管理費	253,335,149円
建物管理費	19,652,477円
特定預金等支出	450,445,098円
当期支出合計 (C)	1,419,497,460円
当期収支差額 (A) (C)	3,122,683円
次期繰越収支差額 (B) (C)	68,186,931円

